

# 議長提案を基礎に交渉を進めるか(米国以外)、より高い目標水準を設定し、やり直すか(米)



財団法人日本農業研究所  
客員研究員  
服部信司

前号において紹介したように、アメリカは、4月末のG5（アメリカ、EU、中国、ブラジル、インド）会合において、市場開放の目標水準を引き上げること（途上国が市場開放についてより大きな譲許をすること）を主張し、5月中旬の主要19カ国（G19）会合においても市場開放の目標レベルを上げる（特に途上国が追加譲歩する）必要を主張した。

市場開放の目標水準を引き上げることとは、これまでの交渉の基礎としてきた議長提案を、今後は交渉の基礎にしないこと、10年間かけて積み上げてきた交渉をご破算にし、一からやり直すことを意味する。

## 1. 議長提案の意味

議長提案は、厳密に言えば、“関税・国内支持などの削減方法・削減率”（交渉合意に向けた枠組み）についての議長の提案のことである。

2007年7月に最初の提案（第一次案）が出され、同年12月に第二次改訂版、2008年7月に第三次改訂版、同年12月に第四次改訂版が提示された。今、議長提案というのは、2008年12月に提起された第四次改訂版のことである。

この議長提案は、正式の合意ではないが、“それまでの交渉において、そこに交渉が収斂している”と議長が判断したものであ

る。特段の意見がなければ、事実上の合意と見なされる。

これに対して、異なる意見を提起する一例えば、関税や国内支持の削減率について、自国の削減率をより低くしたいという提案をする場合には、代償の提起を求められる。

このように、議長提案は、“事実上の合意、または、合意に近いもの”といっている。

## 2. 議長提案： 先進国の市場開放に関する内容

関税引き下げと重要品目の扱い、途上国の特別品目と緊急輸入制限措置について、第四次改訂版がどのような内容を提起しているのかを、見てみよう。

関税20%以下の品目：関税引き下げ率50%、同20~50%の品目：57%削減、50~75%の品目：64%削減、75%以上の品目：70%削減。全体の平均削減率54%。これが、先進国の関税引き下げについての議長提案である。

このうち、関税75%以下の削減率については、すでに、第三次案の時点で合意されていた。関税75%以上の品目の削減率：70%についても、意見はない。農業交渉において最も重要な関税削減方式と削減率について、10年間の交渉を通してアメリカを含めた事実上の合意が成り立っているのである。

重要品目というのは、高い関税の品目で



ありながら、ミニマムアクセスの拡大を条件にして、関税削減について柔軟性（割引）が認められる品目のことである。この重要品目についての議長提案は、その数について、原則として全品目の4%、条件付きで6%まで認めるとし、関税引き下げとミニマムアクセス拡大の関係については、①関税引き下げ率が一般ルール $\frac{2}{3}$ （46.7%）の場合、ミニマムアクセスを国内消費量の3%拡大、②同一般ルールの $\frac{1}{2}$ （35%）の場合、3.5%の拡大、③同 $\frac{1}{3}$ （23.3%）の場合、4%の拡大としている。以上についても、6年間の交渉を通してアメリカを含めた事実上の合意が形成されている。

残っているのは、重要品目の数を6%以上に増やす場合（日本とカナダが要求）、その条件（ミニマムアクセスの拡大）をどうするか、という点である。

### 3. 議長提案： 途上国の市場開放に関する内容

途上国の特別品目とは、途上国の食料安全保障、地域社会の維持、生活保障にかかわる品目で、関税削減の例外扱いが認められる。これについて議長提案は、その数を全品目数の12%、平均関税削減率11%、そのうち、関税削減が不要（ゼロ）の品目数を全品目数の5%とする。

アメリカは、関税削減ゼロの品目数が5%では多過ぎるとして、この内容に強い不満を持っている。アメリカが途上国の農産物関税の引き下げが不十分というのは、主としてこの点を指しているといっている。だが、その点に不満があるならば、関税削減ゼロの品目数をどれくらいにすべきなのか、アメリカは具体的な修正提案を出すべきである。

途上国の緊急輸入制限措置というのは、輸入急増時において引き上げた関税が現行関税率（ウルグアイ・ラウンド合意で譲許した関税率）を超過する場合において取り得る輸入制限措置のことである。2008年7月の閣僚会合は、その発動基準をめぐって、すなわち、発動は過去3年間平均の輸入量を40%超過場合とす

るラミー事務局長の調停案をめぐり、40%では高過ぎるとするインドと40%でも低いとするアメリカの対立によって決裂したわけである。

これについて、議長案は、二つの発動基準、すなわち、①輸入量が過去3年平均を20~40%未満超過する場合と、②輸入量が同40%以上超過場合を提示している。これは、“発動基準を過去3年間平均の輸入量を40%超過場合”とした7月のラミー調停案に比べ、「20~40%を超過場合」を入れている点が重要な変化であり、それは、“40%では高い”としたインドの主張に配慮したものといえる。

アメリカは、この議長提案の緊急輸入制限措置の内容に不満があったから、2008年12月に再度閣僚会合を開くことに賛成しなかったわけである。そうとするならば、この点についても、アメリカは具体的な修正提案を提起する必要がある。

このように見てくれば、アメリカに問われているのは、“市場開放の目標水準を引き上げる”というような一般論の次元の問題ではなく、「明確な要求リスト（修正案）を持つてくること」（EUのデガクト貿易委員）であることが明瞭となる。アメリカは、このEUの要請に応えなければならない。

### 4. 日本・G10の立場：議長案をたたき台に

日本・スイスなどの食料輸入国グループ（G10）は、6月9日の農業交渉全体会合において、「議長案をたたき台に交渉を続けるべきだ」とし、「G10はすでに多くの点で譲歩しており、議長案の内容を変えるべきではない」と従来の立場を繰り返したと伝えられている（日本農業新聞、7月13日）。日本・G10として当然の対応といえよう。

アメリカの主たる狙いが途上国の市場にあるとはいえ、仮に、市場開放の目標水準を上げるとなれば、先進国の市場も例外ではなくなるからである。また、“目標水準を引き上げる→議長案を基礎としない”となれば、この間10年間に及ぶ交渉の積み重ね、そしてそれに基づく合意が無に帰すからである。